

※本書類は提出不要

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

※詳しくは、 を検索！！



ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても税控除を受けられる制度です。
以下の条件に当てはまる方が対象です。

- もともと確定申告や住民税申告をする必要のない給与所得者等である
- 1年間（1月～12月）でふるさと納税の寄付先が5自治体以内である

※申請書は、寄付をした年の翌年1月10日（必着）までにご提出ください。

▼ 該当寄付の申請書を既にご提出済みの方は、**ご提出いただく必要はございません。**

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 ふるさと市長殿	整理番号	
住所 〒123-0000 東京都〇〇区〇〇町 〇〇丁〇〇番地〇〇号	ふりがな	ふるさと たろう
電話番号 00-0000-0000	氏名	故郷 太郎
	個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	生年月日	昭和43年5月1日

自治体名をご確認ください。

第五十五号
住民税
第二条の四関係

押印は不要です

個人番号(12桁)をご記入ください。

寄付をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。
※記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 00年 00月 00日	20,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

確定申告をされない方はチェックをお願いします。

寄付をした自治体が5自治体以内の方はチェックをお願いします。

個人番号確認書類と本人確認書類は、**確認書類貼り付け欄**に添付してください。
住民票など、貼り付けができない場合は、別紙にて送付をお願いします。

当自治体は
**オンライン
ワンストップ申請**
の利用が可能です

申請書や添付書類など紙の提出は一切不要！！
簡単3ステップでワンストップ申請ができます。

自治体マイページへのアクセスはこちら！



ステップ1



マイページにサインイン

ステップ2



マイナポータルアプリで本人認証
（カードリーダー or NFC対応スマホ）

ステップ3



マイページで申請情報入力

※マイナポータルアプリがスマホにインストールされていない場合、インストール画面が立ち上がります。
※本サービスはマイナンバーカードを所持している寄附者のみ利用可能です。

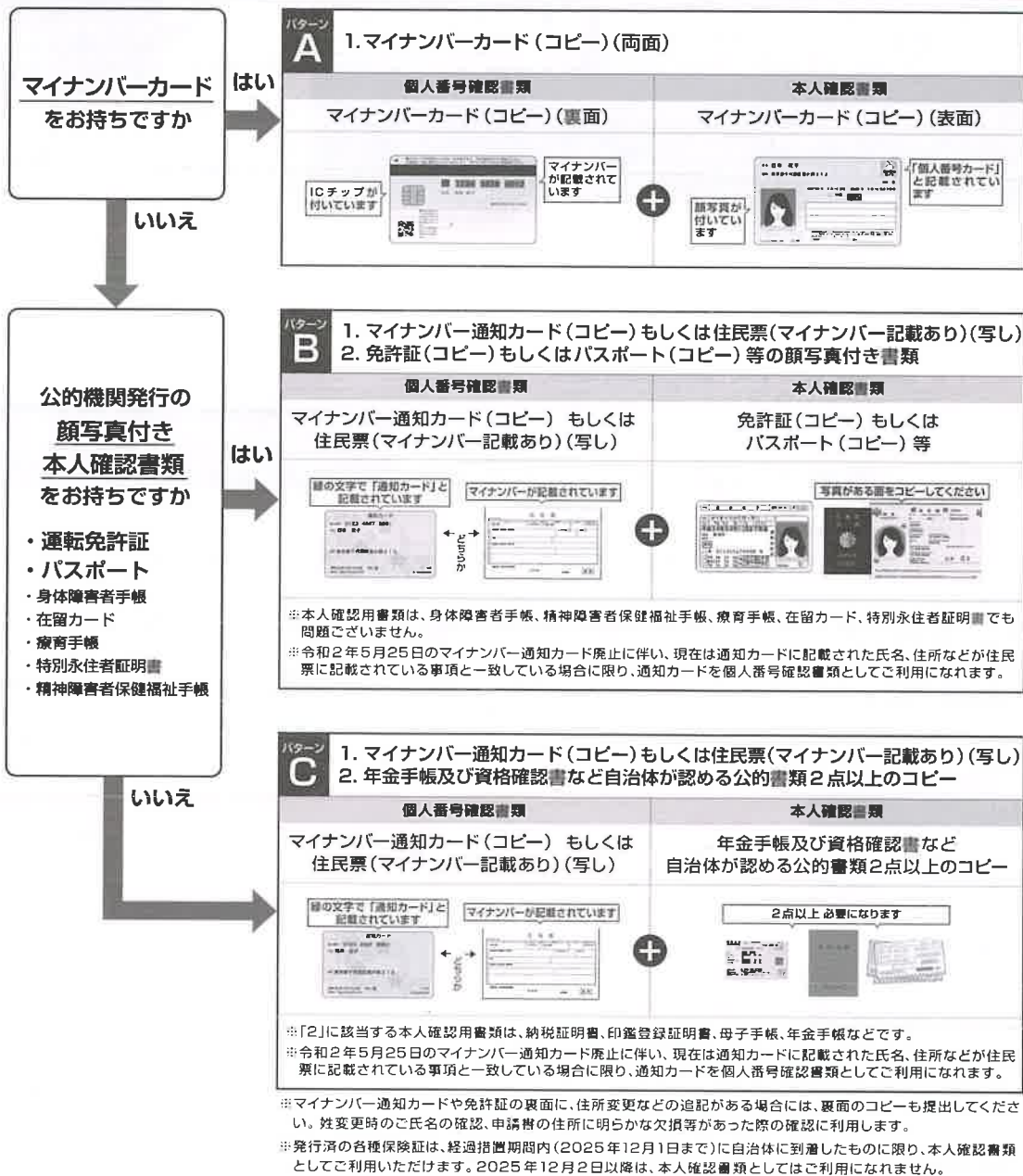
オンラインワンストップ申請をする場合、書面でのワンストップ特例申請の提出は不要です。

ワンストップ特例申請書 4つの注意点

1	オンライン申請や、当該寄付の申請書を既にご提出済みの場合、再提出は不要です。 ※すでに、各ポータルサイトや自治体マイページにてオンライン申請済みの方や、ご自身で書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
3	確認書類は正しい組み合わせでご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類(写真付きなら1種類、写真なしなら2種類)の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
4	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください。 個人番号確認書類の場合：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 本人確認書類の場合：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。

郵便の到着確認が必要な方は、簡易書留でご郵送ください。
なお、その際の郵便料は自己負担となりますので、必要な郵便料の切手を貼ってください。

カンタン！提出書類確認チャート



提供いただいた個人番号および身分証明書等は、寄付された自治体が、
寄付者がお住いの市区町村に対し寄付金額などを通知するために使用するものであり、その他の目的では使用しません。